

特惠関税の拡充

現行の特惠関税制度

農水産品 (2011品目)	鉱工業品 (7093品目)
原則: 特惠対象外 (有税品目1631品目) 【ポジティブ・リスト方式】	原則: 無税・無枠 (有税品目4313品目) 【ネガティブ・リスト方式】
特惠対象品目 (338品目)	シーリング 管理品目 (1192品目) 毎月輸入数量を管理し、累計 で一定数量を超えた場合に 翌々月から特惠適用停止
	LDC特惠 対象品目 (1007品目)
	特惠例外品目 (100品目)

一般特惠

特惠対象
 特惠対象外

LDC特惠

農水産品 (2011品目)	鉱工業品 (7093品目)
原則: 特惠対象外 (有税品目1631品目)	原則: 無税・無枠 (有税品目4313品目)
特惠対象品目 無税・無枠 (338品目)	シーリング 管理品目 無税・無枠 (1192品目)
LDC特惠 対象品目 (155品目)	LDC特惠 対象品目 (1007品目)
	特惠例外品目 (100品目)

LDC無税無枠措置の拡充

開発イニシアチブ

(WTO香港閣僚会議に先立ち発表)
 実質的に全てのLDC産品に無税無枠
 の市場アクセスを供与することを約束

WTO香港閣僚宣言

(2005年12月)
 全てのLDCに対し、タリフラインで97%
 以上の産品について無税無枠の市場
 アクセスを供与

現行 約86%

[今回答申]
 対象品目拡大

改正後
 約98%

< 関連措置 >

1. エスケープクローズ : 国内産業への影響の防止のための緊急特惠停止措置について運用手続の明確化
2. 特別セーフガード等 : WTO協定等による国内産業への影響防止措置の適用
3. 迂回輸入防止対策 : 原産地規則の適正な設定とその運用
4. 環境・資源への配慮 : 有限天然資源(まぐろ類等)の保護のため、一定の場合に特惠適用除外

(参考1) LDC無税無枠措置

LDC無税無枠措置とは、後発開発途上国(LDC: Least Developed Countries)からの産品に対して関税無税かつ数量制限なしの輸入機会を提供する措置。開発途上国に対して一般の関税率より低い特惠税率を適用する特惠関税制度の下、特定のLDC特惠対象品目について無税無枠措置を講じている。

(参考2) LDCからの輸入額(平成17年度)

総輸入額: 4,963億円

(うち原油(現行無税): 3,774億円(76%)、特惠適用輸入額: 550億円(11%))